

各 位

○○地方整備局(○○事務所)
 公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の
 手続の簡素化の促進について

標記について、当局(事務所)では、以下の運用を行うこととしたので、参考まで通知する。

記

1. 中間前金払に係る認定の簡素化等

(1) 工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊をいう。以下同じ）第34条第4項に基づく中間前金払に係る認定の条件として、工期の2分の1を経過し、かつおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行なわれ、その進捗が金額面でも2分の1（国庫債務負担行為にあっては、年割額の2分の1）以上であることを確認しているところであるが、ここで進捗が金額面でも2分の1以上であることを認定するために必要な資料としては、工事請負契約書第11条及び土木工事共通仕様書第1編第1章第1節24条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

注) 本項は、出来高の数値に疑義がある場合に、当該数値の根拠となる資料の提示等を求める発注者としての権利を排除するものではない。

(2) 土木工事共通仕様書第1編第1章第1節14条に基づく設計図書の変更指示書により、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるようとする。

注1) 新規工種等に係る出来高を認定対象とする出来高に含めることは、受注者が出来高計算の際に用いた単価、数量等を発注者として確認したことを意味するものではないので契約書の変更に係る協議等にあたり留意されたい。また、出来高の計算にあたっては、以下の式を適用することとなるので留意されたい。

$$(出来高) = (B + C) / A$$

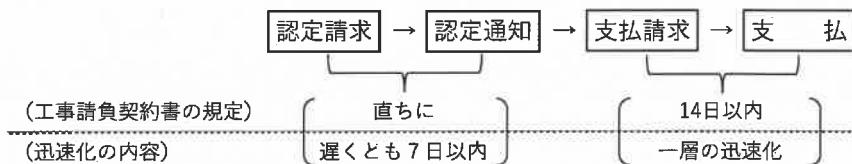
A : 中間前払金の支払請求時点における請負代金額

B : 中間前払金の支払請求時点における契約内容に対応した出来高

C : 当該部分に係る契約書の変更が未実施の部分（土木工事共通

仕様書第1編第1章第1節14条に基づく変更指示文書発出
済のものに限る)

- 注2) 履行報告書において契約済部分の出来高(上式のB/A項にあたる数値)のみ記述している場合で、当該契約済部分の出来高が50%に満たないが、上式による出来高((B+C)/A)であれば50%以上となるときは、上式による出来高を適切に付記し、発注者が確認できるようにされたい。
- (3) 工事請負契約書第34条第4項に基づく中間前払金に係る認定の請求があった場合は、直ちに認定を行い、結果を通知することとしているが、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に当該通知を行うこととする。また、工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うことを定めているところであるが、手続の一層の迅速化に努めることとする。
- 注1) 発注者内の訓令的措置であり、契約書の変更にあたるものではないことに留意されたい。
- 注2) 中間前払金に係る認定の請求から支払までの時間に係る比較図を下に示す。



2. 既済部分検査等の簡素化

- (1) 中間技術検査を実施済みの工事目的物の部分については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。
- (2) 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。なお、現場目視での確認に代わり遠隔臨場での確認も可とする。
- (3) 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を請負者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではない。
- (4) 既済部分検査等においては、工事写真について、提出対象とするもの以外の写真は、管理ファイルの作成やファイル名等の整理状況を問わな

いものとする。

- (5) 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについて、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。

注) 本項で「別途定めるもの」としているのは、具体的には当面以下の内容とする。

a) 完成写真提出遅延の容認

既済部分検査においては、完成写真部分の提出は、検査の当日ではなく、後日とすることができるとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。なお、現場での目視による確認に代わり遠隔臨場による確認も可とする。

b) コンクリートの4週強度検査の簡素化

検査実施時点において、コンクリートの品質確認のため、4週強度検査結果の確認が通常必要と考えられる場合において、検査時点で4週強度試験結果がでていないときは、1週強度検査結果から4週強度試験結果を推定して検査を行うことができるものとする。

- (6) 検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要な根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。なお、「検査書類限定型モデル工事について（依頼）」（令和元年7月1日付け建設システム管理企画室長事務連絡）の別紙「実施要領」による方法を実施することも可とする。

- (7) 2. (3) から (6) の簡素化措置の適用を受注者が求めた場合等に、その事実をもって工事成績に係るマイナス要因として評価しないこととする。

注) 以上の(1)～(7)の各項は、発注者内の訓令的措置であり、契約書の変更にあたるものではないことに留意されたい。